

西尾市観光協会「愛知DC」誘客助成制度概要

<助成金条件>

① 1泊2日以上宿泊を伴うツアーの場合

- ・愛知DCキャンペーン時期(2018年10月~12月)に、西尾市観光協会所属の宿泊施設に1泊以上宿泊、かつ西尾市観光協施設に1回以上立ち寄る事(施設一覧は別紙)。
- ・宿泊人泊はツアー設定全期間の延べ200人泊以上(申請時ではなく終了後の確定人泊)の団体とし分宿も可。
- ・チラシを作成し募集する団体であること(インバウンド除く)

助成金額 最高200,000円

② 日帰りツアーの場合

- ・愛知DCキャンペーン時期(2018年10月~12月)に、西尾市観光協会所属の食事施設を利用し、かつ、西尾市観光協施設に1回以上立ち寄る事(施設一覧は別紙)。
- ・食事人数はツアー設定全期間の延べ200人以上(申請時ではなく終了後の確定人員)の団体とし食事箇所が分かれても可。
- ・チラシを作成し募集する団体であること(インバウンド除く)

助成金額 最高100,000円

①と②の共通条件など

- ・対象期間は2018年10月~12月の期間に最初の出発日が有れば可としますが催行中止にならない事
- ・対象は有料者の人員とし、未就学児・添乗員・バス乗務員は含まないものとする
- ・先着準受付、西尾市観光協会予算を超えた時点で終了します(事前告知はしません)
- ・助成金の額は上記の人数が達成されなかった場合は、その割合で減額します
例：宿泊を伴うツアーで100人になった場合→ $200,000円 \times 100 \div 200 = 100,000円$
宿泊人数または食事人数で判断します。立ち寄り先人数は50%減まで認めますが、50%を割った場合はさらに減額を致します。例：上記のツアーの立ち寄りが40%の場合→ $100,000円 \times 40\% = 40,000円$
- ・1社1年1回に限ります
複数の支店を持つ社の場合は、支店毎で可能ですが異なる商品に限ります
- ・2018年4月以降の新規予約ツアーであること
- ・申請は最初の出発日の前日から起算して30日以前であること
- ・申請時にツアー募集チラシが有ること(原稿でも可ですが完成品を3部提出の事)
- ・ツアー終了後、ツアー報告書に立ち寄り証明書(別紙)を添付のこと。
立ち寄り証明書に施設印の押印、人数と立ち寄り日の記載をしてもらう事。
- ・上記に記載されていない条件が発生する場合の最終判断は西尾市観光協会で行う

<助成対象者等の条件>

日本国内に有る旅行会社で日本に在住のお客様を対象に募集するツアーを企画実施するもの

※宿泊・立ち寄り施設が代行申請する事は不可。

<助成金申請先・その他>

西尾市観光協会に所定の申請書を使用し申請

★助成金の金額はツアー終了後に報告書・証明書類を基にして確定し確定後1カ月以内に支払います

上記は2018年4月1日現在の内容です。変更になる可能性が有りますので事前に確認願います